

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、会社A（以下「会社」という。）に入社し、平成〇年〇月からB所在のC店（以下「事業場」という。）に調理師として勤務していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日午後〇時頃出勤し、調理業務を行い、翌〇日午前〇時頃から1時間程度休憩を取り、その後調理場に戻り、片付けをしていた時に気分が悪くなり座って休んでいたが、口がしびれ、左半身の力が抜け、目の前が真っ白で見えない状態となり、午前〇時〇分に救急車でD病院に搬送され、頭部CT検査の結果、「橋出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人に発症した疾病名及び発症日については、その症状経過等からみて、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、平成〇年〇月〇日に本件疾病を発症したものと判断する。
- (2) 本件疾病を含む脳血管疾患の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）のとおりであり、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 請求人が、本件疾病の発症直前から前日までの間において、認定基準上の異常な出来事に遭遇したとの事実は認められない。
- (4) 請求人の労働時間についてみると、審査官は、決定書理由に説示するとおり、請求人自身が出勤、退勤及び休憩時間を入力していた「静脈認証による打刻時刻」を基本としつつ、請求人を始めとする各関係者の申述及び各関係資料等をしんしゃくの上、①始業時間は、静脈認証がエラーになった場合等に管理者が修正する確定出勤時刻と事前のシフト表作成時における出勤予定時間である出勤時刻を含めてより早い時間を採用し、②終業時間は、管理者が修正する確定退勤時刻の方が遅い場合は当該時間を採用し、更に、これら客観的に記録された時間（以下「記録時間」という。）に、各関係者が遅番出勤時に自主的に行っているとして申述する「引継ぎノート」の作成時間を労働時間として記録時間に各15分間追加算入し、③休憩時間は、会社内で「従食」と呼ばれる事業場の

食材を使用して食事をした場合にその回数に応じて給与から一定額が控除されるという自己申告制の社内制度に着目し、「従食」が「0」の日は全く休憩が取れなかったものとし、「1」の場合も、「静脈認証による打刻時刻」の時間数に関わらず、最大でも2時間を限度とするなど、各日の勤務状況を精査した上、客観的かつ合理的な範囲において、可能な限り請求人の労働時間が長くなるように労働時間をみた算定方法を採用している。

また、当該算定に当たって、審査官は、決定書理由に説示するとおり、食事及び飲み物の各ラストオーダー後となる午前〇時台、同〇時台における来客数、注文数を確認し、当該時間帯の繁忙の程度並びに来客対応後の業務終了までの業務量等を検証、確認している。

したがって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、妥当であると判断する。

なお、請求人は、①勤務シフトに定められた始業時刻より少なくとも30分早く出勤して作業を開始していたこと、②「従食」が「1」の日の休憩時間は30分とすべきであること、③終業時間は翌朝〇時に終業したものとすべきであること、④研修日の始業時刻について、午前〇時〇分の講義開始予定前に、着替え、氏名プレートの受領、過去問題の勉強、点呼、清掃及び社訓等の一斉唱和を行っていたもので、当該研修日の始業時刻は〇時〇分とするべきであること等から、請求人の時間外労働時間数は、認定基準を上回っていた旨主張しているが、いずれも同主張を証明し得る客観的根拠に乏しく、特に、②は、「0」の日は全く休憩が取れなかったと仮定した上、「1」の場合においても、全て30分しか取れなかったとすることは、体を休める時間も取らずに食材の調理及び食事に要する時間のみ休憩時間を消費する状況になることに鑑みても合理的とはいえず、④については、審査官算定では午前〇時〇分を始業時間としているところ、「研修日程」においては、研修の集合時間が午前〇時〇分とされ、その後、請求人主張の出席確認、清掃、唱和を予定し、研修開始時間は午前〇時とされているものであり、始業時間を午前〇時〇分とすることは妥当とはいえないこと等から、請求人のこれらの主張を採用することはできない。

さらに、請求人は、会社側は「静脈認証による打刻時刻」の恣意的な操作により時間外及び休日の労働に関する協定の延長時間の上限時間内におさまるよ

うに請求人の時間外労働時間数を調整させていた旨併せて主張しているが、審査官は、当該主張も加味した上、各関係者の申述及び各関係資料を精査、監督署長の算定から修正し、上記の算定を行っているものである。

(5) そこで、請求人の本件疾病発症前おおむね1週間の就労状況をみると、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、請求人は発症に近接した時期において、日常業務に比して特に過重な業務に従事していたとは認められないものと判断する。

(6) 次に、請求人の本件疾病発症前おおむね6か月間の時間外労働時間をみると、決定書理由に説示するとおり、発症前1か月の時間外労働時間数は87時間22分であり、100時間に達しておらず、発症前2か月間から6か月間までにおける1か月当たりの平均時間外労働時間数は68時間53分から75時間29分の範囲であり、いずれの期間も80時間までには達しておらず、また、休日は1か月に4日ないし7日間確保されている。

さらに、各関係者等の申述等、一件記録を精査したところ、請求人は、交代制勤務にて、主に深夜勤務を担当していたものの、勤務と次の勤務との間隔はおおむね11時間以上確保されていること、一日の業務量には波があり常に繁忙状態であったわけではないこと、担当業務も豊富な経験を持つ調理業務であること等を勘案すると、決定書理由に説示するとおり、労働時間以外の業務負荷要因について、特に過重な身体的、精神的負荷があったとまでは認めることはできない。

したがって、当審査会としても、請求人は発症前の長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したとは認められないものと判断する。

(7) 業務以外の要因についてみると、請求人は、平成〇年〇月〇日に受診した雇入れ時健康診断において、高血圧傾向を指摘されて以降、健康診断受診の際、複数回にわたり、再検査項目として「高血圧」を指摘されていたころ、E医師は、要旨、「本件にみられるような脳出血の発症要因としては、高血圧症の合併症が最も大きな要因とされていますが、単に高血圧症の存在のみならず、本件に見られるように、これの管理を怠っている例においては特に危険とされているものです。」と述べている状況が認められる。

(8) 以上のことからすると、請求人の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、請求人には、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないから、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(9) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。